

地域共通ポイント「ゆりポ」利用規約

第1条 用語の定義

- (1) 「ゆりポ」とはゆりのき台自治会が会員証を持つ自治会員に対して特定の条件に応じて付与し、自治会や加盟店のサービス利用や商品購入時に使用できるものをいいます。
- (2) 「ゆりポ決済」とは加盟店の商品購入やサービス利用において、利用者が保有しているゆりポにより代金のすべてあるいは一部を支払う行為をいいます。
- (3) 「加盟店」とはゆりポを使用できる店舗として、本規約を承認の上、店舗開設申込書により利用を申込、当自治会が承諾した者をいいます。
- (4) 「利用者」とはゆりのき台自治会の会員証を持つ自治会員の世帯主およびその家族、または特定の目的を持った臨時会員証を持つ個人で、「ゆりポ」を受け取り、利用する者をいいます。
- (5) 「会員証」とはゆりのき台自治会が各会員世帯に発行しているカードで、裏面に会員であることを示すQRコードが貼り付けられているものをいいます。
- (6) 「臨時会員証」とは当自治会が認めた者に対して一定期間ゆりポの受け取り、利用ができるよう発行したもので、QRコードが印字されているものをいいます。
- (7) 「LINE 連携」とは当自治会指定のLINE ミニアプリにて会員証のQRコードを読み込むことで、会員証と紐づけされた状態をいいます。
- (8) 「店舗端末」とは加盟店が用意したQRコードを読み取るカメラを搭載し、インターネットに接続可能なスマホまたはタブレットで、指定されたQRコードを読み込むことでWebページに店舗管理アプリが起動できるものをいいます。
- (9) 「ゆりポポスター」とは加盟店がゆりポ決済可能なことを利用者に周知するためのポスター

第2条 利用者

1. ゆりポは、本利用規約に同意し、かつ利用者の条件を満たす者に対して提供されます。

第3条 ポイントの取得と有効期限

1. 利用者は、ゆりポを使用してポイントを取得できます。ポイントは取得年度から3年間有効です。

第4条 ポイントの使用

1. 利用者は、取得したポイントの本システム内で使用できます。ポイントは商品、サービスと交換するために利用でき、金銭と交換することはできません

第5条 ポイントの抹消

1. 以下の条件に当てはまる場合、その時点でポイントは抹消します。
 - (1) 会員証を持つ世帯主が自治会を退会するなど、利用者の条件を満たさなくなった場合
 - (2) 臨時会員証の有効期限が切れた場合
 - (3) 本規約に違反した場合
2. 自治会退会后、再入会した場合でも退会前のポイントが戻ることはありません。
3. ポイントの抹消は利用者への事前通知なしに行われることがあります。

第6条 禁止事項

1. 以下の行為は禁止されています。
 - (1) 会員証を持つ世帯主ならびにその家族、または、臨時会員証を持つ個人以外のものが利用する

こと。

- (2) 詐欺行為、不正行為、または虚偽の情報を提供すること。
- (3) 本システムを不正に操作すること。
- (4) 本システムを使用して不適切なコンテンツを送信すること。

第7条 変更および終了

1. 自治会は事前の通知なしに本規約ならびに本システムを変更、修正、または終了することができます。ただし、自治会や利用者に重大な影響を及ぼすことが考えられる場合、事前に利用者に通知します。

第8条 免責事項

1. 本システムは提供される限り利用可能な状態で提供されますが、自治会は本システムの中断、遅延、またはエラーに関して一切の責任を負いません。

第9条 個人情報の取り扱い

1. 本システムにて知り得た情報については、自治会の個人情報取扱基準に準拠するものとし、適切に取り扱います。また、自治会のサービス向上、地域の活性化のために利用することに同意いただくものとします。

第10条：効力発生

1. 本利用規約はユーザーが本システムを利用し始めた時点で効力が発生します。

2023年9月16日制定